

調 達 品 目 表 (続 き)

2.3 塗装

塗装は、濃青色とする。

2.5 製品の表示

- a) 銘板の品名は，“ユーティリティ整備車”とする。
- b) 自動車番号標は，C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.4.4 の表 2 の “車両法適用除外指定の車両” の規格とする。

2.6 附属装置

- a) リヤヒーター及びリヤクーラー 1 式
- b) AM / FM ラジオ及び時計 1 式
- c) 荷室内照明灯 1 E A 以上
- d) 粉末消火器 A B C ・ 1 . 0 k g ・ 自動車用の取付金具 1 E A を車内の適当な位置に取り付ける。

5.1 提出書類等

- a) 及び d) を除き，適用する。

5.2 自動車検査証・車歴簿

適用する。

5.4 附属品・予備品

- a) 粉末消火器 A B C ・ 1 . 0 k g ・ 自動車用（消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第 6 条及び第 7 条の規格適合品とし，リサイクルシール付） 1 E A
- b) 非常信号灯（車両法の保安基準適合品，乾電池式，懐中電灯兼用式） 1 E A
- c) 予備タイヤ（ホイール付）又は，パンク修理キット 1 E A